

湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第5号

湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和4年湯河原町規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号及び様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。